

「いじめ」への対応について

1 いじめの定義

平成 25 年にいじめの定義が、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」と変更されました。

本校でも、いじめられた生徒の立場に立って、その気持ちを重視し、加害者側にいじめの意識がなくても、指導対象とします。

2 いじめの把握

- (1) 「心の健康状態調査」、心理調査「シグマ」を実施し、いじめに関係すると思われる記述については、面談等を通じて、把握に努めます。
- (2) 「生活に関するアンケート」を実施し、いじめ及びそれにつながりかねない行為については、面談等を通じて、実態把握をします。
- (3) 必要に応じて、保護者の方に連絡し、面談を行います。
- (4) 本校では毎月 2 回スクールカウンセラーが来校しています。いじめに関する相談があれば、本人の了解の上で、情報を共有し、学校として対応します（「教育相談について」参照）。

3 いじめへの対応

「いじめは人間として絶対に許されない行為である」との共通認識の下、学校全体で指導・対応をします。

いじめられている生徒は絶対に守り、組織的対応を行うとともに、卒業まで継続してフォローしますので、学校を信頼して、相談をお願いします。

加害者には、必要な特別指導を行う対象とします。また、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」も、必要な指導を行います。

なお、いじめ事案の中でも、特にいじめられている生徒の生命または身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報します。

4 いじめ防止

「いじめのない安心できる学校」環境を築くために、登校時、授業中および休み時間に、校内巡視・声かけを継続して行っています。「職員が目、気配りが隅々まで行き渡る学校」を目指しています。